

長崎県及び財団法人長崎県農業振興公社の業務執行に 対する透明性等の確保を求める決議

- 1) 県農林部諫早湾干拓室営農推進班において、入植に関する事前の事務である意向調査や入植相談などを行っており、当時の班長であった、松永証人は、「平成16年当時ぐらいいきますと、ほとんど今回の応募で実際入植されたところとの接点というのは、どっかで持っているぐらいです。本当にあの時新規というよりも、それ以前からのいろいろなご相談は受けておりました。それで、当時の件数としてですね、はっきりした記憶はございませんけれども、やっぱり記録だけでも数十件はあったかと思います。説明会というのを行っておりますので、その時には、すべての経営体を対象に、実際お会いして、こちらから説明をするという形をとっておりますので、諫干室の営農推進班としては、ほぼ応募があった以上の経営体との接触は持っていたと思っております。」と証言している。

しかし、営農推進班の職員は、(財)長崎県農業振興公社との兼務職員で、同公社職員として、応募者の調査及び点数評価を行うなど、実質的な審査も担当する立場にあり、入植審査者が入植希望者へ入植指導を行うことについては、公平・公正で客観的な審査を阻害することにもなりかねず、県の方針が透明性の観点から適切であったと認めることはできず、県民の非難を免れることはできない。

- 2) さらに、(株)T・G・Fの設立に際しては、農地の借用申請や農業生産法人のあり方などについて、相談を受け、県農業会議も含め幾度となく対応しているが、通常、農地の借用に当たっては、所管する農業委員会に申請するものであり、事実、県と同席していた長崎市農業委員会の職員からは、

申請先である大村市農業委員会を訪ねるよう指導されているが、実際には、(株)T・G・Fの設立後まで赴くことはなく、県・県農業会議への相談を繰り返している。

- 3) 加えて、ながさき「食と農」支援事業の採択事務において、12月に書類は整っており、申請者から早急な事務処理を求められていたにもかかわらず、他の申請者に合わせて2月まで引き伸ばし、採択の決裁を行っているが、当該年度の申請件数は2件で、両方採択することは可能であったことから、必ずしも、2件を同時に決定する必要はないものである。

また、他方の申請者の審査の際に、1回目は審査委員会を開催して審査しているものの、2回目は審査委員会を開催することなく、書類を委員に送付し検討結果を返信してもらう方法で、審査に代えている。

さらに、渡辺証人や瀧本証人によると、決裁権限は農林部長にあるが、知事に報告したところ、「評価が高かった申請者については、既にアグリビジネスで成功し、過去に1回、知事特認ということで補助を受けており、同じところに2度やるのは趣旨と違うのではないか。広く、県として補助するなら特定のところに集中してやるのはおかしいと指摘され、農林部内で再度検討の結果、不採択とした。」と証言しており、審査委員会に諮ることも無く、農林部内において数時間の検討でそれまでの結果を覆している。

- 4) また、(財)長崎県農業振興公社においては、諫早湾干拓地の入植応募者の審査に当たって選考委員会を設置、評価基準を作成し、点数化して応募者の評価を行うこととしていたが、その評価基準及び点数配分については、当初は、選考委員会で決定されているものの、後日、事務方の評価チームにより、点数配分等が修正され、選考委員会にかけることなく、変更後の配分で評価が行われてしまっている。

しかも、その後開かれた、選考委員会の冒頭で点数配分等の変更は承認

され、すでに変更後の評価基準で行われた評価で、審査が行われている。

加えて、木村証人の証言によると、「選考資料を作成していただくのは事務局でございます。選考の原案という資料をつくる、それをもって一つひとつの検討をいたしましたので、そういう意味では事務局でございます。」とあるものの、実際には「原案を事務局から出されて、原案を根本からひっくり返すとか、大きな修正をするとかということはなかった。」と証言されており、事務局作成の案がそのまま採用されている実態からは、提案された内容に対して委員会でどの程度、審査されていたのか疑問であり、単に追認するだけで委員会の審査自体が形骸化していたのではないかと、推察される。

換言すると、事務方の主導により入植者が決定されたと云々を得ない。

さらに、実際の応募者の評価においては、2名を1班とする3つの班で行うとして、2名で調査に赴き、まず、(財)長崎県農業振興公社の嘱託職員が点数を付け、その後、もう1名と打ち合わせを行い、その後、全体会で調整をすることとしていた。

しかし、(株)T・G・Fを担当した班(以下「3班」という)は、他の班に比べて評価すべき件数は少ないにもかかわらず、1名での採点を行っただけで、打ち合わせを行わず、全体会に提出されている。

その結果、3班が受け持った16件のうち13件が評価点の変更されており(他の班は5件、12件)、他の班の修正点は2点以内であるのに対し、3点以上の変更が11件もあり、5点の変更を行っているものも2件ある。

また、3班では、同一班の調査員においても証言の食い違いが複数あり、評価点数に影響する販売先との契約書に類する書面の存在について、「見ておりません。」との証言に対し、「契約書じゃないんですが、カルビーとの販売についての、名前は忘れましたが、文面は忘れましたが、確約書

みたいなのはありました。それは見ました。」との証言があることや、諫早湾干拓農地借受申出書の添付書類の送付については、「私は諫早の公社の方にも書類は一式送っていたと思います。」との証言に対し、「実は、諫早事務所には、そのコピーはありませんでした。」という証言が得られている。

さらに、選考調査票のすり合わせができなかった理由については、「少し片方が忙しくて、調整できなかった。」、「事前に相談を受け、するように言ったが、平山証人の場合には抱えている別の業務等で当日までにできていない現状だった。」、「どういうわけかよく覚えていないですが、10月24日当日にしか島田さんからもらえなかった。」、「確かに忙しかったと、言ったかもしれませんが、どういうふうに忙しかったかもちょっと記憶にございませんが、島田さんのあれが遅れて、調整できなかった。」と、明確な理由は示されなかった。

以上のように、平山豊氏は、上司（松永参事）から出された指示に対し、評価の擦り合わせ、資料の配布等を行わず、また、評価事務処理途中で松永参事から出された、「21日と思うが、こちらから進捗状況を確認、できていないとのことであるように指示。」に対しても従わず、結果、調整が行われていない点数が全体会に提出される事態を生じさせているが、このことは、職員個人の問題にとどまらず、組織として、十分な執行体制が取られていなかったことによるものと思われる。

さらには、選考委員会や評価チームの打ち合わせの際に、議事録等これに類するものは一切残されていない。

特に、選考委員会においては、情報の漏洩を防ぐためとして会議録を作成しないことを委員会で定めているのである。

もちろん情報漏洩の防止は大変重要なことであるが、会議録の作成自体が情報の漏洩につながるものではなく、より重要な、会議の内容を残すこ

とにより、将来への禍根をなくすという効用を重要視すべきだったと考える。

また、調査者が入植応募者と面談した際の記録等にも存在しないものがあり、これらのことは、委員会での真実の究明を阻害する一因ともなっている。

これらのことから、長崎県農林部においては、入植事業に臨んで、審査を行う職員に対し、募集前や審査後に当該応募者との接触を許し、事務処理の遅滞を生じさせ、また、(株)T・G・Fの設立・入植に対し、過度とも思える関与を行うなど、公正・公平な事務を行っていたとは言い難いものである。

また、(財)長崎県農業振興公社においても、選考委員会を軽視したような事務処理が行われており、入植者選考の根幹となる点数評価についても、ルールが遵守されず、全体会での評価点の調整のあり方にも疑問が呈されるなど、透明性を欠く事務処理となっている。

平成25年3月には、諫早湾干拓地のリース期限が満了し、更新の事務を行うこととなってもおり、県農林部・(財)長崎県農業振興公社においては、今後の更新事務等において、客観性・透明性を確保するための業務執行体制を検討し、公正・公平な事務処理に努めることを強く求めるものである。
以上、決議する。

平成24年7月13日

長 崎 県 議 会